

官報

号外 平成十九年六月十二日

第百六十六回国 衆議院會議録 第四十二号

平成十九年六月十二日(火曜日)

議事日程 第三十五号

平成十九年六月十二日

午後一時開議

第一 国立大学法人法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

第二 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)

長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)

長提出)

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長榎屋敬悟君。

国立大学法人法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○榎屋敬悟君登壇

榎屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、六月五日日本委員会に付託され、翌六日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る八日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、弁理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

弁理士法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(上田勇君登壇)

○上田勇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、弁理士の資質の維持及び向上並びにその責任の明確化を図るため、実務修習制度の導入、名義貸しの禁止等の措置を講じるとともに、知的財産に関する多様な需要に適切に対応するため、弁理士の業務範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等の措置を講ずるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月五日日本委員会に付託され、翌六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、八日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長塩谷立君。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(本号末尾に掲載)

○塩谷立君登壇

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定等の施策の基本となる事項等を定めようとするもので、その主な内容は、第一に、国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に

平成十九年六月十二日 衆議院會議録第四十二号

国立大学法人法の一部を改正する法律案 弁理士法の促進に関する法律案

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給

対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならないこと、

第二に、国及び地方公共団体は、公営住宅等の公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととする

第三に、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととする

第四に、地方公共団体は、基本方針に即して、地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載するよう努めなければならないこと、

第五に、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができること

などであります。

本議案は、六月八日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席國務大臣

文部科学大臣 伊吹 文明君
経済産業大臣 甘利 明君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

更生保護法

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく「平成十八年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八條第二項の規定に基づく「平成十九年度高齢社会対策」についての文書

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九條の規定に基づく平成十八年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

土地基本法第十條第一項の規定に基づく「平成十八年度土地に関する動向」に関する報告

土地基本法第十條第二項の規定に基づく「平成十九年度土地に関する基本的施策」についての文書

一、去る八日、内閣を経由して日本銀行総裁福井俊彦君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四條第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

一、昨十一日、内閣から次の報告書を受領した。

第百六十五回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

嘉数 知賢君

木原 誠二君

中森 誠二君

松浪 健太君

谷 公一君

安次富 修君

大塚 拓君

上川 陽子君

木原 誠二君

中森 誠二君

嘉数 知賢君

松浪 健太君

外務委員

辞任

長妻 昭君

笠 浩史君

末松 義規君

渡辺 周君

長妻 昭君

財務金融委員

辞任

石原 宏高君

佐藤 幸三君

御法川 信英君

鈴木 克昌君

三谷 光男君

野呂 芳成君

松本 謙公君

富岡 勉君

宇野 治君

平 将明君

北神 圭朗君

園田 康博君

亀井 久興君

文部科学委員

辞任

福田 峰之君

二田 孝治君

馬渡 龍治君

松本 剛明君

安次富 修君

浮島 敏男君

藤井 勇治君

津村 啓介君

厚生労働委員

辞任

菅原 一秀君

阿部 知子君

柴山 昌彦君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

議院運営委員

盛山 正仁君 上野賢一郎君
黄川田 徹君 森本 哲生君
小宮山 泰子君 仲野 博子君
赤羽 一嘉君 福島 豊君
亀井 静香君 糸川 正晃君
上野賢一郎君 盛山 正仁君
小川 友一君 亀岡 健民君
松浪 健太君 坂本 剛二君
仲野 博子君 小宮山 泰子君
森本 哲生君 黄川田 徹君
福島 豊君 赤羽 一嘉君
糸川 正晃君 亀井 静香君

補欠

大塚 高司君 土井 亨君
萩生田光一君 木原 稔君
若宮 健嗣君 山本ともひろ君
小川 淳也君 近藤 洋介君
伊藤 涉君 遠藤 乙彦君
穀田 恵二君 赤嶺 政賢君
木原 稔君 萩生田光一君
土井 亨君 大塚 高司君
山本ともひろ君 若宮 健嗣君
近藤 洋介君 小川 淳也君
遠藤 乙彦君 伊藤 涉君
赤嶺 政賢君 穀田 恵二君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

木原 誠二君 西本 勝子君
木原 稔君 松本 洋平君
倉田 雅年君 篠田 陽介君
谷畑 孝君 平 将明君
福田 峰之君 山内 康一君

補欠

西本 勝子君 松本 洋平君
篠田 陽介君 平 将明君
山内 康一君

(議案提出)

一、去る八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公認会計士法等の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(中野正志君外四名提出)

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

更生保護法案

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る八日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

(議案撤回通知)

一、去る八日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本人学者が北方領土問題解決等にもたらす影響に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

コムスンに関する質問主意書(高井美穂君提出)

六月五日の地球温暖化対策推進本部から発注した安倍総理大臣夫妻を使った全国紙への全面広告に関する質問主意書(村井宗明君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する再質問主意書(平岡秀夫君提出)

日本の在外公館における美術品の紛失に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

日本国籍を有する者の保護に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

緑資源機構による官製談合と天下りに関する再質問主意書(松本大輔君提出)

障害者自立支援法と生活保護基準の均衡に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄文染付大壺」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が創設した国際漫画賞に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷花瓶」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在南アフリカ大使館に配置されていた日本画「桜に鳥」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在オーストリア大使館に配置されていた書「新年の詩」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フイレンツェの庭」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出労働法制度の規制緩和に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Pearl(パール)」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア大使館に配置されていた版画「CRYSTAL SCAPES」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使館

に配置されていた日本画「華」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一對」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問に対する答弁書
平成十九年五月二十九日提出
質問 第二六八号
在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問主意書
「潤」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報

開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベルギー大使館に配置されていた、安堵蒼樹氏が作者の日本画「潤」(以下、「潤」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。
二 「潤」に関する物品管理簿は備えられているか。
三 外務省はいつ「潤」を購入したか。またその購入価格は幾らか。
四 「潤」はいまどこに配置されているか。
五 「潤」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。
六 外務省における「潤」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。
七 「潤」が消失した時点での在ベルギー日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。
八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。
内閣衆質一六六第二六八号
平成十九年六月八日
内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問に対する答弁書
一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「潤」に係る記載がなされている。
三 について
御指摘の「潤」は、平成十年に六十万円にて購入したものである。
四、五、七及び八について
御指摘の「潤」は、現在も在ベルギー日本国大使館に配置されている。
六 について
外務省として、御指摘の「潤」の管理体制は適切であると考えます。
平成十九年五月二十九日提出
質問 第二六九号
在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在グアテマラ大使館に配置されていた、川合玉堂氏が作者の日本画「吹雪」(以下、「吹雪」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「吹雪」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいづ「吹雪」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「吹雪」はいまどこに配置されているか。

五 「吹雪」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「吹雪」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「吹雪」が消失した時点での在グアテマラ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二六九号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「吹雪」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「吹雪」は、三万九千九百円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が

残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「吹雪」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「吹雪」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐節特命全權大使は上野景文であり、同氏は現在バチカン国駐節特命全權大使である。

六 について

外務省として、御指摘の「吹雪」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七〇号

在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた、須田瑛中氏が作者の日本画「銀盆に盛る」

(以下、「銀盆に盛る」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「銀盆に盛る」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいづ「銀盆に盛る」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「銀盆に盛る」はいまどこに配置されているか。

五 「銀盆に盛る」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「銀盆に盛る」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「銀盆に盛る」が消失した時点での在ラスパルマス駐在官事務所長の氏名を明らかにされたい。

八 七の事務所長は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二七〇号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「銀盆に盛る」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「銀盆に盛る」は、昭和四十二年に十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「銀盆に盛る」は、現在、外務本省に保管されている。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七一号

在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ケニア大使館に配置されていた、OCHENX氏が作者の洋画「踊り子」(以下、「踊り子」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「踊り子」に関する物品管理簿は備えられているか。 三 外務省はいつ「踊り子」を購入したか。またその購入価格は幾らか。 四 「踊り子」はいまどこに配置されているか。 五 「踊り子」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。 六 外務省における「踊り子」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。 七 「踊り子」が消失した時点での在ケニア大使館日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。 八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。 右質問する。 内閣衆質一六六第二七一号 平成十九年六月八日 内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員鈴木宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員鈴木宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問に対する質問に対する答弁書 一 について 外務省として、御指摘の記事については承知している。 二 について 物品管理簿においては、御指摘の「踊り子」に係る記載がなされている。 三 について 御指摘の「踊り子」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。 四、五、七及び八について 御指摘の「踊り子」は、現在も在ケニア日本国大使館に配置されている。 六 について 外務省として、御指摘の「踊り子」の管理体制は適切であると考えます。 平成十九年五月二十九日提出 質問 第二七二号 在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男	四 「新橋」はいまどこに配置されているか。 五 「新橋」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。 六 外務省における「新橋」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。 七 「新橋」が消失した時点での在ミャンマー大使館日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。 八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。 右質問する。 内閣衆質一六六第二七二号 平成十九年六月八日 内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員鈴木宗男君提出在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員鈴木宗男君提出在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問に対する質問に対する答弁書 一 について 外務省として、御指摘の記事については承知している。 二 について 物品管理簿においては、御指摘の「新橋」に係る記載がなされている。 三 について 御指摘の「新橋」は、昭和三十一年に十五万円にて購入したものである。 四、五、七及び八について 御指摘の「新橋」は、現在、在ウガンダ日本国大使館に配置されている。 六 について 外務省として、御指摘の「新橋」の管理体制は適切であると考えます。 平成十九年五月二十九日提出 質問 第二七三号 在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄文染付大壺」の消失に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日「新橋」の消失に関する質問主意書 が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ミャンマー大使館に配置されていた、N. I D E氏が作者の洋画「新橋」(以下、「新橋」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。 二 「新橋」に関する物品管理簿は備えられているか。 三 外務省はいつ「新橋」を購入したか。またその購入価格は幾らか。	一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日「新橋」の消失に関する質問主意書 が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在アルジェリア大使館に配置されていた、今西方哉氏が作者の陶磁器「葡萄文染付大壺」(以下、「葡萄文染付大壺」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。 二 「葡萄文染付大壺」に関する物品管理簿は備えられているか。 三 外務省はいつ「葡萄文染付大壺」を購入したか。またその購入価格は幾らか。 四 「葡萄文染付大壺」はいまどこに配置されているか。 五 「葡萄文染付大壺」は廃棄処分されたのか。も

し廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「葡萄酒文染付大壺」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「葡萄酒文染付大壺」が消失した時点での在アルジェリア大使館日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

内閣衆質一六六第二七三三号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄酒文染付大壺」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄酒文染付大壺」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「葡萄酒文染付大壺」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「葡萄酒文染付大壺」は、昭和五十五年に四十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「葡萄酒文染付大壺」は、物品管理法

平成十九年六月十二日 衆議院会議録第四十二号

議長報告

（昭和三十一年法律第百十三号等）に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「葡萄酒文染付大壺」を廃棄した時点でのアルジェリア国駐留特命全權大使は浦辺彬であり、同氏は既に外務省を退職している。

六 について

外務省として、御指摘の「葡萄酒文染付大壺」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七四号
在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト（作者、作品名、種類、号数、その他）の題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在韓国大使館に配置されていた、石川善一氏が作者の日本画「初舞台」（以下、「初舞台」という。）が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「初舞台」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「初舞台」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「初舞台」はいまどこに配置されているか。

五 「初舞台」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「初舞台」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「初舞台」が消失した時点での在韓国大使館日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

内閣衆質一六六第二七四号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「初舞台」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「初舞台」は、平成三年に取得したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「初舞台」は、現在、外務本省に保管されている。

六 について

外務省として、御指摘の「初舞台」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七五号
在ベルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト（作者、作品名、種類、号数、その他）の題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベルー大使館に配置されていた、富岡鉄斎氏が作者の日本画「学士耕雨」（以下、「学士耕雨」という。）が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「学士耕雨」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「学士耕雨」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「学士耕雨」はいまどこに配置されているか。

五 「学士耕雨」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「学士耕雨」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「学士耕雨」が消失した時点での在韓国大使館日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二七五号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「学士耕雨」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「学士耕雨」は一万四千二百五十円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「学士耕雨」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「学士耕雨」を廃棄した時点での大韓民国駐留特命全權大使は寺田輝介であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「学士耕雨」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七六号

在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在シアトル総領事館に配置されていた、平松礼二氏が作者の日本画「路・想春」(以下、「路・想春」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「路・想春」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「路・想春」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「路・想春」はいまどこに配置されているか。

五 「路・想春」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「路・想春」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「路・想春」が消失した時点での在シアトル日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二七六号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「路・想春」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「路・想春」は、平成十一年に二百十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

科学文化機関日本政府代表部に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「路・想春」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七七号

在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在トロント総領事館に配置されていた、小林古径氏が作者の日本画「枇杷」(以下、「枇杷」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「枇杷」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「枇杷」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「枇杷」はいまどこに配置されているか。

五 「枇杷」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「枇杷」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「枇杷」が消失した時点での在トロント日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二七七号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「枇杷」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「枇杷」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「枇杷」は、現在も在トロント総領事館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「枇杷」の管理体制は適切であると考えられる。

平成十九年五月二十九日提出
質問 第二七八号

外務省が創設した国際漫画賞に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が創設した国際漫画賞に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十三日付の朝日新聞四面に、「海外の漫画家を顕彰 外務省が国際賞創設との見出しで、

「麻生外相は二十二日の閣議後の記者会見で、海外で活躍する外国人漫画家を顕彰する『国際漫画賞』を創設すると発表した。漫画好きで知られる麻生氏は『ポップカルチャー』が持っている発信力を高め、漫画のノーベル賞みたいなものにしたい」と述べ、漫画を活用した文化外交に意欲を見せた。

作品は公募と出版社などを通じた他薦で毎年募集。漫画家の里中満智子さん、やなせたかしさん、ちばてつやさんらが選考し、今年七月二日に都内で授賞式を開く。賞金は無いが、受賞者には十日間ほど来日してもらい、日本の漫画家との対談などを行うという。」

との記事(以下、「朝日記事」という。)を掲載していることを政府は承知しているか。

二 漫画の定義如何。

三 「朝日記事」にある国際漫画賞の制度(以下、「国際漫画賞」という。)は、決裁書に基づき制定されたものか。決裁書があるのなら、その内容を明らかにされたい。

四 外務省において「国際漫画賞」を主管する課及び課長の氏名を明らかにされたい。

五 「国際漫画賞」の選考委員全員の肩書氏名及び選考基準を明らかにされたい。

六 「国際漫画賞」の選考委員に対して報酬は支払われるか。支払われるのなら、その報酬は源泉徴収がなされるか。

七 外務大臣の個人名を冠した褒賞制度等、各種制度が外務省内に設けられることについての外務省の見解如何。

八 川口順子参議院議員が外務大臣の職に就かれていた時に、外務省に川口賞という褒賞制度が設けられたと承知するが、右制度は現在も存続しているか。

九 麻生太郎外務大臣が外務大臣職を退いた後も「国際漫画賞」は続けられるか。

十 町村信孝衆議院議員が外務大臣の職に就かれていた時に、何らかの制度が設けられたという事実はあるか。設けられなかったとするならば、その理由如何。

内閣衆質一六六第二七八号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が創設した国際漫画賞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が創設した国際漫画賞に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については、外務省として承知している。

二について

漫画とは、一般に、絵を連ね、多くはせりふを添えて表現した物語を意味するものと承知している。

三及び九について

御指摘の賞については、海外で漫画文化の普及啓蒙に貢献する、原則として外国人の漫画作家を顕彰するために賞を創設する旨を内容とする決裁書に基づいて設けられたものであり、現時点では、継続的な実施を想定している。

四について

外務省において、御指摘の賞に関する事務を主管する課は、大臣官房広報文化交際部文化交流課であり、その課長の氏名は中井一浩である。

五について

外務省においては、御指摘の賞の選考委員としては、日本の漫画技術・表現に精通する専門家が外国の漫画作品を客観的に選考する必要があるという観点から、里中満智子氏(漫画家、マンガ・サミット運営本部長)、やなせたかし氏(漫画家)、ちばてつや氏(漫画家)、宮原照夫氏(元漫画雑誌編集長)及び八窪頼明氏(元漫画雑誌編集長)が選定されたものと承知している。

六について

外務省としては、御指摘の選考委員に対しては、独立行政法人国際交流基金から謝金が支払われる予定であり、これについて源泉徴収を行う予定はないものと承知している。

七について

外務省としては、省内に設けられる褒賞制度等について、外務大臣の個人名を冠すること自体に特段の問題があるとは認識していない。

八について

衆議院議員鈴木宗男君提出赤いＴシャツを賞品とする川口賞に関する質問に対する答弁書(平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六号)の六についてでお答えしたとおり、川口賞の授与については、平成十六年六月の後には行われていないが、川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。

十について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、町村外務大臣の在任中においては、同大臣の個

人名を冠した賞の創設について特段の議論はなかったことから、そのような賞は設けられなかった。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二七九号

在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!?」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている。全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在広州総領事館に配置されていた、清水卯一氏が作者の陶磁器「青瓷瓢花瓶」(以下、「青瓷瓢花瓶」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「青瓷瓢花瓶」に関する物品管理簿は備えられているか。
三 外務省はいつ「青瓷瓢花瓶」を購入したか。またその購入価格は幾らか。
四 「青瓷瓢花瓶」はいまどこに配置されているか。
五 「青瓷瓢花瓶」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

のか。

六 外務省における「青瓷瓢花瓶」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「青瓷瓢花瓶」が消失した時点での在広州日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二七九号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。
二 について
物品管理簿においては、御指摘の「青瓷瓢花瓶」に係る記載がなされている。
三 について
御指摘の「青瓷瓢花瓶」は、昭和五十四年に四十五万円にて購入したものである。
四、五、七及び八について
御指摘の「青瓷瓢花瓶」は、現在、欧州連合日本政府代表部に配置されている。
六 について
外務省として、御指摘の「青瓷瓢花瓶」の管理体制は適切であると考ええる。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二一八〇号

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!?」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている。全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベレン総領事館に配置されていた、上永井氏が作者の洋画「夕焼帆船」(以下、「夕焼帆船」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「夕焼帆船」に関する物品管理簿は備えられているか。
三 外務省はいつ「夕焼帆船」を購入したか。またその購入価格は幾らか。
四 「夕焼帆船」はいまどこに配置されているか。
五 「夕焼帆船」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。
六 外務省における「夕焼帆船」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。
七 「夕焼帆船」が消失した時点での在ベレン日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二八〇号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。
二 について
物品管理簿においては、御指摘の「夕焼帆船」に係る記載がなされている。
三 について
御指摘の「夕焼帆船」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。
四、五、七及び八について
御指摘の「夕焼帆船」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「夕焼帆船」を廃棄した時点での在ベレン総領事は三浦哲雄であり、同氏は現在外務省の非常勤職員である。
六 について
外務省として、御指摘の「夕焼帆船」の管理体制は適切であったと考ええる。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二一八一号

在南アフリカ大使館に配置されていた日本画
「桜に鳥」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在南アフリカ大使館に配置されていた日本
画「桜に鳥」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日
が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館
から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え
た!との見出しで特集記事を報じている。そ
の十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作
者、作品名、種類、号数、その他)との題で、
前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省か
ら入手した在外公館に配置されている美術品の
リストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報
開示請求によって入手した在外公館に配置され
ている美術品の最新リストを比較したところ、
最新のリストから消えている、全九十八点に上
る美術品の一覧を掲載している。その中に、在
南アフリカ大使館に配置されていた、竹内栖鳳
氏が作者の日本画「桜に鳥」(以下、「桜に鳥」と
いう。)が含まれていることを外務省は承知して
いるか。

二 「桜に鳥」に関する物品管理簿は備えられて
いるか。

三 外務省はいつ「桜に鳥」を購入したか。またそ
の購入価格は幾らか。

四 「桜に鳥」はいまどこに配置されているか。

五 「桜に鳥」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処
分されたのであるならば、外務省内においてど
のような内規手続きを経て廃棄処分されたの
か。

六 外務省における「桜に鳥」の管理体制は適切
だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「桜に鳥」が消失した時点で在在の南アフリカ日
本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。
在籍しているのなら、現在の官職を明らかにさ
れたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二八一号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在南アフリカ大使館
に配置されていた日本画「桜に鳥」の消失に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在南アフリカ大
使館に配置されていた日本画「桜に鳥」の消
失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知
している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「桜に鳥」に
係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「桜に鳥」は、取得の経緯に係る記録
が残っていないため、購入時期及び価格につい
てお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「桜に鳥」は、物品管理法(昭和三十
一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官
による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の
「桜に鳥」を廃棄した時点で在在の南アフリカ共和
駐節特命全權大使は榎泰邦であり、同氏は現在
インド国兼ブータン国駐節特命全權大使であ
る。

六 について

外務省として、御指摘の「桜に鳥」の管理体制
は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二一八二号

在オーストリア大使館に配置されていた書
「新年の詩」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在オーストリア大使館に配置されていた書

「新年の詩」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日
が、「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館
から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え
た!との見出しで特集記事を報じている。そ
の十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作
者、作品名、種類、号数、その他)との題で、
前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省か
ら入手した在外公館に配置されている美術品の
リストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報
開示請求によって入手した在外公館に配置され
ている美術品の最新リストを比較したところ、
最新のリストから消えている、全九十八点に上
る美術品の一覧を掲載している。その中に、在
オーストリア大使館に配置されていた、松本芳
翠氏が作者の書「新年の詩」(以下、「新年の詩」
という。)が含まれていることを外務省は承知し
ているか。

二 「新年の詩」に関する物品管理簿は備えられて
いるか。

三 外務省はいつ「新年の詩」を購入したか。また
その購入価格は幾らか。

四 「新年の詩」はいまどこに配置されているか。

五 「新年の詩」は廃棄処分されたのか。もし廃棄
処分されたのであるならば、外務省内においてど
のような内規手続きを経て廃棄処分されたの
か。

六 外務省における「新年の詩」の管理体制は適切
だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「新年の詩」が消失した時点で在在のオーストリ
ア日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。
在籍しているのなら、現在の官職を明らかにさ
れたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二八二号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在オーストリア大使
館に配置されていた書「新年の詩」の消失に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在オーストリア
大使館に配置されていた書「新年の詩」の消
失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知
している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「新年の詩」
に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「新年の詩」は、昭和四十四年に取得
したものであるが、取得の経緯に係る記録が
残っていないため、購入価格についてお答えす
ることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「新年の詩」は、物品管理法(昭和三十
一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理
官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘
の「新年の詩」を廃棄した時点で在在のオーストリ
ア駐節特命全權大使は橋本宏であり、同氏は既
に外務省を退職している。

六 について

外務省として、御指摘の「新年の詩」の管理体制
は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一八三号

在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フイレんツエの庭」の消失に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フイレんツエの庭」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ニューヨーク総領事館に配置されていた、Ono Tadaashi氏が作者の美術品「フイレんツエの庭」(以下、「フイレんツエの庭」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「フイレんツエの庭」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「フイレんツエの庭」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「フイレんツエの庭」はいまどこに配置されているか。

五 「フイレんツエの庭」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続を経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「フイレんツエの庭」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「フイレんツエの庭」が消失した時点での在ニューヨーク日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二八三号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フイレんツエの庭」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フイレんツエの庭」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「フイレんツエの庭」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「フイレんツエの庭」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「フイレんツエの庭」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物

品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「フイレんツエの庭」を廃棄した時点での在ニューヨーク総領事は安藤裕康であり、同氏は既に外務省を退職している。

六 について

外務省として、御指摘の「フイレんツエの庭」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一八四号

在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在タイ大使館に配置されていた、鈴木八郎氏が作者の陶磁器「釉嵌線文大皿」(以下、「釉嵌線文大皿」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「釉嵌線文大皿」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「釉嵌線文大皿」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「釉嵌線文大皿」はいまどこに配置されているか。

五 「釉嵌線文大皿」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続を経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「釉嵌線文大皿」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「釉嵌線文大皿」が消失した時点での在タイ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二八四号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「釉嵌線文大皿」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「釉嵌線文大皿」は、昭和二十八年に八千円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「釉嵌線文大皿」は、物品管理法(昭

和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「軸嵌線文大皿」を廃棄した時点でのタイ国駐節特命全權大使は時野谷敦であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について
外務省として、御指摘の「軸嵌線文大皿」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二八五号

在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四半で九十八点が消えた?」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ガボン大使館に配置されていた、上瀧勝治氏が作者の陶磁器「青白磁花文鉢」(以下、「青白磁花文鉢」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「青白磁花文鉢」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「青白磁花文鉢」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

平成十九年六月十二日 衆議院会議録第四十二号

議長長の報告

四 「青白磁花文鉢」はいまどこに配置されているか。

五 「青白磁花文鉢」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「青白磁花文鉢」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「青白磁花文鉢」が消失した時点での在ガボン日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院一六六第二八五号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木 宗男君提出在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「青白磁花文鉢」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「青白磁花文鉢」は、昭和五十三年に二十一万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「青白磁花文鉢」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「青白磁花文鉢」を廃棄した時点でのガボン駐節特命全權大使は藤原定であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「青白磁花文鉢」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第二八六号

在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日から名画や陶磁器など四半で九十八点が消えた?」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在コンゴ(民)大使館に配置されていた、小林古径氏が作者の日本画「芍薬」(以下、「芍薬」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「芍薬」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「芍薬」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「芍薬」はいまどこに配置されているか。

五 「芍薬」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「芍薬」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「芍薬」が消失した時点での在コンゴ(民)日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院一六六第二八六号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木 宗男君提出在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「芍薬」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「芍薬」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「芍薬」は、物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「芍薬」を廃棄した時点では、佐藤正明一等書記官が在コンゴ民主共和国日本国大使館臨時代理大使を務めており、同氏は現在も同大使館の一等書記官である。

六について

外務省として、御指摘の「芍薬」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一八七号

在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在

キューバ大使館に配置されていた、HAGUINOYA氏が作者の洋画(以下、「HAGUINOYA氏作の洋画」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「HAGUINOYA氏作の洋画」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「HAGUINOYA氏作の洋画」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「HAGUINOYA氏作の洋画」はいまどこに配置されているか。

五 「HAGUINOYA氏作の洋画」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「HAGUINOYA氏作の洋画」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「HAGUINOYA氏作の洋画」が消失した時点で在キューバ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二八七号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「HAGUINOYA氏が作者の洋画」(以下「洋画」という。)に係る記載がなされている。

三について

洋画は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

洋画は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、洋画の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一八八号

在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。そ

の十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベネズエラ大使館に配置されていた、横山大観氏が作者の日本画「松韻涛声」(以下、「松韻涛声」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「松韻涛声」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいくつ「松韻涛声」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「松韻涛声」はいまどこに配置されているか。

五 「松韻涛声」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「松韻涛声」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「松韻涛声」が消失した時点での在ベネズエラ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二八八号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「松韻涛声」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「松韻涛声」は、昭和四十年に五万七千円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「松韻涛声」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「松韻涛声」を廃棄した時点でのベネズエラ国駐劄特命全權大使は松井靖夫であり、同氏は現在も同職にある。

六について

外務省として、御指摘の「松韻涛声」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一八九号

特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問主意書
行財政改革の重要な一環として、現在、公務員制度等の改革が進められているほか、特殊法人及び独立行政法人についても改革が進められている。定員の純減及びそれによる給与の抑制、削減も大きな課題である。また、郵政事業も民営化移行を目前にして重要な時期にさしかかっている。このような基本認識の下、以下の質問をする。

一 一般職公務員及び特殊法人、独立行政法人の職員のそれぞれの給与はどのような考え方に基づいて決定されているか。また、特殊法人及び独立行政法人の職員の給与と一般職公務員の給与水準は、どのような関係になっているか。
二 郵便貯金資金及び簡易生命保険資金は、どのような基本的考え方の下に、どのような手続きを経て運用されているか。また、近年の運用実績とそれに対する評価はどうか。

内閣衆質一六六第二八九号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木克昌君提出特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一般職公務員」は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員に関するものであると考えるところ、その給与については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二十八条第一項において、国会により社会一般の情勢に適應するように、随時これを変更することができ、その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならないとされている。この情勢適應の原則に基づき、人事院は、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるという民間準拠を基本に勧告を行っており、これを受け、政府は、人事院勧告制度を尊重するとともに、国の財政状況、民間の経済情勢など国政全般の観点から検討を行った上で「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（以下「閣議決定」という。）を閣議決定し、給与法等の改正案を作成して、国会に提出している。

特殊法人の職員の給与については、業務全般に係る主務大臣の監督の下、適切な運営を確保するという特殊法人制度の中で、閣議決定に基づき、各法人の給与改定に当たって、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処しているところであるが、具体的な給与については、労使交渉を経て各法人において決定されている。また、特殊法人の職員の給与水準については、平

成十八年七月二十八日に、行政改革推進本部事務局が各法人及び主務大臣の公表結果を取りまとめて公表した「特殊法人等の役職員の給与等の水準（平成十七年度）」において対象となっている特殊法人等二十法人の同年四月一日現在の事務・技術職員の対国家公務員指数は、百二十八・九となっている。

独立行政法人には、役員及び職員に国家公務員の身分を有する特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の独立行政法人とがあるが、特定独立行政法人の職員の給与については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第五十七条第一項において、職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が配慮されるものでなければならぬとされており、労使交渉を経て各法人において決定されるが、その支給基準は、同条第二項及び第三項において、給与法の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮して各法人が定め、公表することとされている。特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与については、通則法第六十三条第一項において、職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬとされており、労使交渉を経て各法人において決定されるが、その支給基準は、同条第二項及び第三項において、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように各法人が定め、公表することとされている。さらに、独立行政法人の職員の給与については、閣議決定に基づき、各法人の給与改定に当たって、国家

公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請しているところである。また、独立行政法人の職員の給与水準については、平成十八年七月二十八日に、総務省が各法人及び主務大臣の公表結果を取りまとめた公表した「独立行政法人の役員職員の給与等の水準（平成十七年度）」において、同年四月一日現在の事務・技術職員の対国家公務員指数は、百六・四となっている。

二について

日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号。以下「公社法」という。）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金（以下「郵便貯金」という。）及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下「簡保資金」という。）については、同条第一項の規定に基づき日本郵政公社（以下「公社」という。）が総務大臣の認可を受けなければならないこととされている中期経営計画において、運用計画を定めることとされており、当該運用計画は、同条第五項及び第六項の規定により、それぞれ郵便貯金業務及び簡易生命保険業務を行う事業の経営の健全性の確保を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならないこととされている。

公社は、当該認可を受けた中期経営計画において定める運用計画に基づき、郵便貯金については公社法第四十一条から第四十三条まで、簡保資金については公社法第四十五条に規定された範囲において運用している。

また、運用実績は、平成十七年度末において、郵便貯金については、約二百兆五千六百三

億円を運用し、その主な内訳は、国債が約六十二パーセント、財政融資資金預託金が約二十三パーセントを占め、その収益は約一兆九千八百二十三億円となっており、簡保資金については、約百十八兆八千七百六十七億円を運用し、その主な内訳は、国債が約五十二パーセント、地方公共団体に対する貸付けを中心とする貸付金が約十九パーセントを占め、その収益は約二兆五千四百八十九億円となっている。

いずれも、公社法第二十四条第五項及び第六項の規定にのっとりた運用となっており、その収益も公社が中期経営目標に掲げている財務内容の健全性の確保に資するものとなっていると考える。

平成十九年五月三十日提出
質問 第一九〇号

労働法制の規制緩和に関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

労働法制の規制緩和に関する質問主意書

近年の労働法制の規制緩和により、企業においては派遣労働者等非正規労働者が増加している。非正規労働者をめぐる企業の待遇は、正規労働者に比較して劣悪であると言われており、その対策を急ぐべきであるとの声があがっている。昨今の景気回復で、正規労働者数の増加が続いているものの、非正規労働者数も依然として増加しており、早急な対応が必要である。以上の観点に立つて、以下、質問する。

一 平成十四年以降の、労働法制に関する規制緩和はどのような行われてきたか。事項ごとに、

年月日と緩和の内容について説明されたい。

二 労働法制の規制緩和を行ってきた理由、背景について説明されたい。また、企業等からの規制緩和の要請があった場合には、どのような要請があったか、併せて説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二九〇号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木克昌君提出労働法制の規制緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出労働法制の規制緩和に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、法律の改正によるものとしては、平成十六年一月一日施行の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の改正により、有期労働契約の契約期間の上限を一年から三年（高度の専門的な知識等を有する者及び満六十歳以上の者については、五年）に延長するとともに、企画業務型裁量労働制の導入の要件及び手続の緩和を行ったところである。

また、平成十六年三月一日施行の職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の改正により、地方公共団体が厚生労働大臣に届け出て、住民の福祉の増進等に資する施策に関する業務に附帯して無料の職業紹介事業を行うことができること等としたほか、同日施行の労働者派遣

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）の改正により、労働者派遣法に規定する派遣可能期間の上限を一年から三年に延長するとともに、物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができることとしたところである。

二について

厚生労働省としては、近年の経済社会の構造変化の中で、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現するために、労働者の保護に欠けることのないよう配慮しつつ、労働法制に関する規制改革を行ってきたところである。

また、お尋ねの企業等からの規制緩和の要請については、例えば、社団法人日本経済団体連合会が、有期労働契約の契約期間の上限の延長、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、労働者派遣法における派遣対象業務の拡大等を要望してきていたものと承知している。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九一号

内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十九日付産経新聞一面に、「任命権者の責任を痛感 安倍首相」との見出しで、

「安倍晋三首相は二十八日夕、記者団に対して、『有能な農水相だった。それだけに内閣、政権への影響は大きいと思う。任命権者としても責任の重さを改めてかみしめている』と述べ、シヨックの大きさをうかがわせた。

ただ、首相は談合事件に関連して『ご本人の名譽のために申し上げておくが、『緑資源機構』に関して捜査当局が松岡農水相や関係者の取り調べを行っていたという事実もないし、これから取り調べを行う予定もないと(聞いている)』と述べた。捜査状況に関して、首相が言及するのは異例だ。」

という記事(以下、「産経記事」という。)が掲載されていることを政府は承知しているか。

二二〇〇七年五月二十九日付朝日新聞一面に、「松岡氏捜査 首相が否定 緑資源談合めぐり」との見出しで、

「安倍首相は二十八日夕、入札談合事件で理事らが逮捕された農水省所管の独立行政法人『緑資源機構』の関連団体と松岡農水相との関係が指摘されていることについて、首相官邸で記者団に『捜査当局から『松岡大臣や関係者の取り調べを行っていたという事実もないし、これから取り調べを行うという予定もない』と発言があったと聞いている』と語った。」

という記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されていることを政府は承知しているか。

三 指揮権の定義如何。

四 刑事事件に対する取り調べにつき、内閣総理大臣が検察に指揮権の発動を行うことは法令上禁止されているか。

五 刑事事件に対する取り調べにつき、法務大臣

が検察に指揮権の発動を行うことは法令上禁止されているか。

六 四と五が禁止されているならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

七 「産経記事」と「朝日記事」で触れられている緑資源機構に対する捜査に関して、内閣総理大臣及び法務大臣が指揮権を発動したという事実があるか。

八 刑事事件に対する検察の取り調べにつき、過去に内閣総理大臣が検察当局に進捗状況等を問い合わせたことがあるか。あるならば直近の事例を具体的に五件挙げられたい。

内閣衆質一六六第二九二号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣の指揮権発動に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の記事については、承知している。

三について

一般に、「指揮権」とは、命令をし、これに従わせる権限をいうものと承知している。

四から六までについて

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十

四条の規定により、個別具体的な事件に関する取調べについて、法務大臣は、検事総長以外の個々の検察官を直接指揮することはできず、検事総長のみを指揮することができる。これに対し、個別具体的な事件に関する取調べについて、内閣総理大臣が検察官を直接指揮することができ旨を定めた法令の規定はなく、内閣総理大臣が検察官を直接指揮することはできないと考えている。

七について

お尋ねの事実はない。

八について

お尋ねのような事実は、承知していない。

平成十九年五月三十一日提出

質問 第二九二号

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画

「静物」の消失に関する質問主意書

ている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベルギー大使館に配置されていた、高木義夫氏が作者の日本画「静物」(以下、「静物」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「静物」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「静物」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「静物」はいまどこに配置されているか。

五 「静物」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「静物」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「静物」が消失した時点での在ベルギー日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二九二号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「静物」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「静物」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「静物」は、昭和三十九年に取得したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「静物」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「静物」の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九三号

在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Pearl（パール）」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Pearl（パール）」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館

から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト（作者、作品名、種類、号数、その他）との題で、

前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベルギー大使館に配置されていた、福田美蘭氏が作者の洋画「Pearl（パール）」（以下、「パール」という。）が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「パール」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「パール」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「パール」はいまどこに配置されているか。

五 「パール」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「パール」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「パール」が消失した時点での在ベルギー日本国特命全権大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第二九三号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Pearl（パール）」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた洋画「Pearl（パール）」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「Pearl（パール）」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「Pearl（パール）」は、平成十三年に購入したものであるが、我が国の文化を紹介する目的で制作者に作成を依頼して直接購入したものであり、その購入価格を明らかにすることは制作者に対する評価に影響を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四、五、七及び八について

御指摘の「Pearl（パール）」は、現在、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「Pearl（パール）」の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九四号

在インドネシア大使館に配置されていた版画「CRYSTAL SCAPES」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在インドネシア大使館に配置されていた版画「CRYSTAL SCAPES」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト（作者、作品名、種類、号数、その他）との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在インドネシア大使館に配置されていた、沢田哲郎氏が作者の版画「CRYSTAL SCAPES」（以下、「CRYSTAL SCAPES」という。）が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「CRYSTAL SCAPES」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「CRYSTAL SCAPES」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「CRYSTAL SCAPES」はいまどこに配置されているか。

五 「CRYSTAL SCAPPE」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「CRYSTAL SCAPPE」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「CRYSTAL SCAPPE」が消失した時点での在インドネシア日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二九四号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア大使館に配置されていた版画「CRYSTAL SCAPPE」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア大使館に配置されていた版画「CRYSTAL SCAPPE」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「CRYSTAL SCAPPE」に係る記載がなされている。

TAL SCAPPE」に係る記載がなされている。三 について
御指摘の「CRYSTAL SCAPPE」は、平成十二年に十萬二千円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「CRYSTAL SCAPPE」は、現在、在東ティモール日本国大使館に配置されている。

六 について

外務省として、御指摘の「CRYSTAL SCAPPE」の管理体制は適切であると考え

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九五号

在ブラグアイ大使館に配置されていた日本画

「華」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ブラグアイ大使館に配置されていた日本画「華」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、

前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報

開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ブラグアイ大使館に配置されていた、井上稔氏が作者の日本画「華」(以下、「華」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「華」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「華」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「華」はいまどこに配置されているか。

五 「華」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「華」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「華」が消失した時点での在ブラグアイ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二九五号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ブラグアイ大使館に配置されていた日本画「華」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ブラグアイ大使館に配置されていた日本画「華」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「華」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「華」は、昭和五十年に二十五万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「華」は、現在、外務本省に保管されている。

六 について

外務省として、御指摘の「華」の管理体制は適切であると考え。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九六号

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画

「叭鳴」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え

た!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在グアテマラ大使館に配置されていた、横山大観氏が作者の日本画「叭鳴」(以下、「叭鳴」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「叭鳴」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「叭鳴」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「叭鳴」はいまどこに配置されているか。

五 「叭鳴」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「叭鳴」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「叭鳴」が消失した時点での在グアテマラ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二九六号
平成十九年六月八日
内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿
衆議院議長 鈴木 宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
御指摘の「叭鳴」が「叭々鳥」を指すとすれば、物品管理簿においては、「叭々鳥」に係る記載がなされている。

三 について
「叭々鳥」は九千円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について
「叭々鳥」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。「叭々鳥」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐節特命全權大使は上野景文であり、同氏は現在バチカン国駐節特命全權大使である。

六 について
外務省として、「叭々鳥」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九七号
在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」(以下、「風景」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「風景」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「風景」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「風景」はいまどこに配置されているか。

五 「風景」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「風景」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「風景」が消失した時点での在ケニア日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二九七号
平成十九年六月八日
内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿
衆議院議長 鈴木 宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ケニア大使館に配置されていた洋画「風景」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「風景」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「風景」は、取得の経緯に係る記録が

残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「風景」は、現在も在ケニア日本国大使館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「風景」の管理体制は適切であると考えている。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九八号

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた六曲一双の金屏風(以下、「金屏風」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「金屏風」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「金屏風」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「金屏風」はいまどこに配置されているか。

五 「金屏風」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「金屏風」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「金屏風」が消失した時点での在ラスパルマス駐在官事務所長の氏名を明らかにされたい。

八 七の事務所長は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院一六六第二九八号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平 殿

衆議院議員 鈴木 宗男 提出

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた金屏風の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「六曲一双の金屏風」(以下「金屏風」という。)に係る記載がなされている。

三 について

金屏風は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

金屏風は、現在、外務本省に保管されている。

六 について

外務省として、金屏風の管理体制は適切であると考えている。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第二九八号

在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一対」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一対」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報

開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一対」(以下、「さぎ一対」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「さぎ一対」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「さぎ一対」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「さぎ一対」はいまどこに配置されているか。

五 「さぎ一対」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「さぎ一対」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「さぎ一対」が消失した時点での在アトランタ日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院一六六第二九八号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平 殿

衆議院議員 鈴木 宗男 提出

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一対」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「さぎ一对」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「さぎ一对」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「さぎ一对」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「さぎ一对」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「さぎ一对」を廃棄した時点での在アトランタ総領事は久枝譲治であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「さぎ一对」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第三〇〇号

在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ニューヨーク総領事館に配置されていた、岡本彌寿子氏が作者の日本画「柿落葉」(以下、「柿落葉」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「柿落葉」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「柿落葉」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「柿落葉」はいまどこに配置されているか。

五 「柿落葉」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「柿落葉」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「柿落葉」が消失した時点での在ニューヨーク総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇〇号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「柿落葉」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「柿落葉」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「柿落葉」は、昭和五十八年に四十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「柿落葉」は、現在、外務本省に保管されている。

六について
外務省として、御指摘の「柿落葉」の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年五月三十一日提出
質問 第三〇一号

在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた、等楊雪舟氏が作者の日本画「冬景山水」(以下、「冬景山水」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「冬景山水」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「冬景山水」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「冬景山水」はいまどこに配置されているか。
五 「冬景山水」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「冬景山水」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「冬景山水」が消失した時点で在サンクトペテルブルク日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三〇一号
平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員鈴木宗男君提出在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在サンクトペテルブルク総領事館に配置されていた日本画「冬景山水」の消失に関する質問に対する答弁書

一について
外務省として、御指摘の記事については承知

している。
二について
物品管理簿においては、御指摘の「冬景山水」に係る記載がなされている。
三について

御指摘の「冬景山水」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「冬景山水」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「冬景山水」を廃棄した時点で在サンクトペテルブルク総領事は村松昭南であり、同氏は既に外務省を退職している。
六について

外務省として、御指摘の「冬景山水」の管理体制は適切であったと考える。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年三月二十九日

参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿

国立大学法人法の一部を改正する法律
国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中		国立大学法人大阪大学	
国立大学法人大阪外国語大学	大阪大学	大阪外国語大学	大阪府
国立大学法人大阪大学	大阪府	大阪府	七

を
国立大学法人大阪大学
大阪大学
大阪府
八
に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第四条並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

（大阪外国語大学法人の解散等）

第二条 国立大学法人大阪外国語大学（以下「大阪外国語大学法人」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学法人」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が有する権利のうち、大阪大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 大阪外国語大学法人の平成十九年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、大阪外国語大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 大阪外国語大学法人の最終事業年度における業務の実績については、大阪大学法人が準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、大阪大学法人に対してなされるものとする。

6 大阪外国語大学法人の最終事業年度に係る準用通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書（第十一項において「財務諸表等」という。）の作成等については、大阪大学法人が行うものとする。

7 大阪外国語大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、大阪大学法人が行うものとする。

8 大阪大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間に係る準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

9 大阪大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

10 大阪外国語大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において大阪外国語大学法人の中期目標の期間が終了したものととして、大阪大学法人が行うものとする。

11 第六項、第七項及び前項の規定により大阪大学法人が行うものとされる大阪外国語大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については大阪大学法人の行った事業に係るこれらの業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人大阪大学の国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人(国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第二条第一項に規定する大阪外国語大学法人をいう。以下同じ。)の最終事業年度(同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)」のと、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において大阪外国語大学法人が積み立てた積立金」とする。

12 第一項の規定により大阪外国語大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(大阪大学法人への出資)

第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国語大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額(同条第十一項の規定により読み替えて適用される国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から大阪外国語大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財

務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第四条 国は、この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、大阪大学法人の職員の住居の用に供するため、大阪大学法人に無償で使用するすることができる。

(大阪外国語大学法人が設置する大学に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、大阪大学法人が設置する大学において行うものとし、大阪大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、大阪大学法人が設置する大学の定めるところによる。

(大阪大学法人の理事又は監事の任命に関する経過措置)

第六条 大阪外国語大学法人の役員であつた者(理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に大阪外国語大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。)が、引き続き大阪

大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。

2 大阪大学法人の理事又は監事であつた者(その最初の任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に大阪外国語大学法人の役員であつた者(その最初の任命の際現に大阪外国語大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。))又は職員であつた者に限る。)が、引き続き大阪大学法人の理事又は監事である場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。この場合において、同法第十五条第四項後段の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国立大学法人の統合

国立大学法人大阪外国語大学(以下「大阪外国語大学法人」という。)を国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学法人」という。)に統合すること。

2 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成十九年十月一日から施行すること。

(二) 大阪外国語大学法人は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて大阪大学法人が承継すること。

(三) この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を大阪大学法人が設置する大学において行うものとし、当該大学はそのために必要な教育を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図ろうとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年六月八日

文部科学委員長 榎屋 敬悟

衆議院議長 河野 洋平殿

弁理士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十一日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 弁理士試験等(第九条―第十六条)」を「第二章 弁理士試験等(第九条―第十六条)」を「第二章の二 実務修習(第十六条の二―第十六条の十五)」に、「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第二条第四項中「第十二号の下に」から第十五号までを加え、「技術上の」を「技術上の」に、「第四条第三項において」を「以下」に改め、「関するもの」の下に「に限り、同項第十三号に掲げるもの」にあつては商標に関するものに限り、同項第十四号に掲げるものにあつては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するもの」を加える。

第四条第二項第一号中「のうち政令で定めるもの」を削り、「及び当該申立てをした者が行う」を「並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う」当該申立てに関する」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「応ずることを」を「応じ、又は外国の行政官庁若しくはこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する権利に關する手続(日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者が行うものに限る。に關する資料の作成その他の事務を行うこと」に改める。

第七条中「該当する者」の下に「であつて、第十六条の二第一項の実務修習を修了したもの」を加

える。

第八条第二号中「第八十一条まで」の下に「若しくは第八十一条の三」を加える。

第十条第一項第一号中「及び次条第二号」を「並びに次条第四号及び第五号」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

一 短答式による試験に合格した者 当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行う短答式による試験

第十一条第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 論文式による試験において、前条第二項第一号に掲げる科目について審議会等(国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)が相当と認める成績を得た者 当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに当該科目について行う論文式による試験

三 論文式による試験において、前条第二項第二号に掲げる科目について審議会が相当と認める成績を得た者 その後に当該科目について行う論文式による試験

四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院の課程を修了した者であつて、当該大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したもの 当該課程を修了した日から起算して二年を経過する日までに前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について行う短答式による試験

第十二条第一項中「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。で政令で定めるもの(以下「審議会」という。))が、これを」を「審議会が」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 実務修習

(実務修習)

第十六条の二 実務修習は、第七條各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

2 実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 毎年一回以上行うこと。

二 弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。

三 実務修習の講師及び指導者は、弁理士であつて、その実務に通算して七年以上従事した経験を有するものであること。

(指定修習機関の指定)

第十六条の三 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定修習機関」という。)に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。)を行わせることができる。

2 指定修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

4 経済産業大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ

ば、指定修習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の実務修習事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 実務修習事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて実務修習事務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて実務修習事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 経済産業大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定修習機関の指定をしてはならない。

一 第十六条の十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終わら、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第十六条の四 経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、指定修習機関の名称及び住所、実務修習事務を行う事務所の所在地並びに実務修習事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定修習機関は、その名称若しくは住所又は

実務修習事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条の五 指定修習機関の役員若しくは職員(実務修習の講師及び指導者を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、実務修習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 実務修習事務に従事する指定修習機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(修習事務規程)

第十六条の六 指定修習機関は、実務修習事務の開始前に、実務修習事務の実施に関する規程(以下「修習事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 修習事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした修習事務規程が実務修習事務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定修習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(事業計画等)

第十六条の七 指定修習機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定修習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備置き等)

第十六条の八 指定修習機関は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え置き、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十六条の九 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十六条の十 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職

員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実務修習事務の休廃止)

第十六条の十一 指定修習機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、実務修習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十六条の十二 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の三第五項第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条の三第四項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の四第二項、第十六条の六第一項、第十六条の七、第十六条の八又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十六条の六第一項の規定により認可を受けた修習事務規程によらないで実務修習事務を行ったとき。

四 第十六条の六第三項又は第十六条の九の規定による命令に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

3 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
(経済産業大臣による実務修習の実施)

第十六条の十三 経済産業大臣は、指定修習機関が第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定修習機関に対し実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定修習機関が天災その他の事由により実務修習事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第十六条の三第三項の規定にかかわらず、実務修習事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により実務修習事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている実務修習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 経済産業大臣が、第二項の規定により実務修習事務を行うこととし、第十六条の十一第一項の規定により実務修習事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における実務修習事務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。
(手数料)

第十六条の十四 実務修習を受けようとする者

は、次項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 指定修習機関が実務修習事務を行う場合において、実務修習を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定修習機関に納付された手数料は、当該指定修習機関の収入とする。
(実務修習の細目)

第十六条の十五 この法律に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
第四章第三十一条の次に次の二条を加える。

(研修)
第三十一条の二 弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
(非弁理士に対する名義貸しの禁止)

第三十一条の三 弁理士は、第七十五条又は第七十六条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第三十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したときの下に、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を加え、同条第二号中「業務」の下に「の全部又は一部」を加える。
第四十七条の次に次の四条を加える。

(法人の代表)

第四十七条の二 特許業務法人の社員は、各自特許業務法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつ

て、社員のうち特に特許業務法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 特許業務法人を代表する社員は、特許業務法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

(指定社員)

第四十七条の三 特許業務法人は、特定の事件について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが特許業務法人を代表する。

4 特許業務法人は、第一項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る事件について、特許業務法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。

この場合において、特許業務法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、特許業務法人はその後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定事件について、当該事件に係る業務の結果前に指定社員が欠けたときは、特許業務法人は、新たな指定をしなければならない。その指

定がされなかったときは、全社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第四十七条の四 特許業務法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第六項の規定により指定したものと同みなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務をその特許業務法人の財産をもって完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員(指定社員であった者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、指定社員が、特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。特許業務法人を脱退した後も同様とする。

7 会社法第六百二十二条の規定は、特許業務法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた特許業務法人の債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第四十七条の五 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて特許業務法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

第五十条中「第二十九条」の下に「及び第三十一条の三」を加える。

第五十五条第一項中「第五百八十条第一項」、「第五百九十九条」、「第六百十二条」及び「同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について」を削り、同条第二項中「弁理士法第五十五条第一項において準用する第五百八十条第一項」を「弁理士法第四十七条の四」に改める。

第五十七条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 実務修習に関する規定

第五十七条第一項に次の一号を加える。

十七 その他弁理士会の目的を達成するために必要な規定

第七十七条中「第六条」を「第六条の二」に改め、第八章中同条の次に次の一条を加える。

(弁理士に関する情報の公表)

第七十七条の二 経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要なものとして弁理士の個人情報保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて、公表するものとする。

2 前項の公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

3 弁理士は、弁理士に事務を依頼しようとする者に対し、その適切な選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

第七十九条中「第七十五条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十一条の三(第五十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第三十二条又は第五十四条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第七十五条の規定に違反した者

第八十条第一項中「第三十条」を「第十六条の五第一項、第三十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十条の二 第十六条の十二第二項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条の二の次に次の一条を加える。

第八十一条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の八の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十六条の十第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十一第一項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

(第八十二条中「第七十九条」を「第七十九条第一号(第五十条において準用する第三十一条の三に係る部分に限る。)、第二号(第五十四条第一項に係る部分に限る。)」若しくは「第三号」に、「前条」を「第八十一条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第十条の改正規定、第十一条の改正規定、第十二条の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十年一月一日

三 目次の改正規定(第三十一条)を「第三十一条

条の三」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める部分を除く。)、第七条の改正規定、第八条の改正規定、第二章の次に一章を加える改正規定、第五十七条の改正規定、第八十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八十一条の二の次に一条を加える改正規定、第八十二条の改正規定(「前条」を「第八十一条の二」に改める部分に限る。))及び次条の規定 平成二十年十月一日

(弁理士となる資格に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に弁理士となる資格を有する者は、この法律による改正後の弁理士法(以下「新法」という。)第七條に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

(弁理士試験の筆記試験の免除に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の弁理士法第十一條第一号の規定による平成十九年の弁理士試験の筆記試験に合格した者に対する次回の弁理士試験(附則第一條第二号に定める日以後に行うものに限る。)の筆記試験の免除については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第一号から第三号までの規定は、附則第一條第二号に定める日以後に行う弁理士試験の短答式による試験に合格した者及び論文式による試験において新法第十條第二項各号に掲げる科目について新法第十一條第二号の政令で定める審議会等が相当と認める成績を得た者について適用する。

3 新法第十一條第四号の規定は、附則第一條第二号に定める日以後に新法第十一條第四号に規

定する科目の単位を修得するために学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の課程に進学する者について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（通関業法の一部改正）

第七条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「弁護士法人が行う業務」の下に「又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により特許業務法人が行う業務（同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）」を加える。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三百九十三条中弁理士法第四十六条の次に一条を加える改正規定を削る。

第三百九十三条中弁理士法第五十二条の次に四條を加える改正規定の前に次のように加える。

第四十七条の二に次の一項を加える。

5 特許業務法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができ

る。

弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、弁理士の資質の維持及び向上並びにその責任の明確化を図るとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として弁理士が適確に対応するための所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不正競争の範囲を拡大するとともに、特許権等侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の手続についての代理、及び外国の行政官庁等に対する特許等の手続に関する資料作成等の事務を弁理士の業務に追加すること。

2 大学院を修了した者の一部、短答式試験合格者及び論文式試験の一部科目について審議会等が相当と認める成績を得た者について、試験の一部を免除すること。

3 弁理士試験合格者等に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、実務修習を行うものとする。また、弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならないものとする。

4 弁理士は、弁理士若しくは特許業務法人でない者の業務の制限に違反し、又は弁理士等の名称の使用制限に違反する者に、自己の名称を利用させてはならないものとする。

5 弁理士の懲戒事由として、弁理士たるにふさわしくない重大な非行があつたときを追加するとともに、経済産業大臣は、二年以内の業務の一部についての停止処分をすることが

できるものとする。

6 特許業務法人について、事件ごとに指定を受けた社員のみが無限責任を負う指定社員制度を導入すること。

7 経済産業大臣及び日本弁理士会は、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要であつて弁理士の個人情報保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて公表するとともに、弁理士は、当該選択に資する情報を提供するよう努めなければならないものとする。

8 この法律は、一部の規定を除き、平成二十

年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、弁理士の資質の維持及び向上並びにその責任の明確化を図るとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として弁理士が適確に対応するための措置として妥当なものと

認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年六月八日

衆議院議長 河野 洋平殿

（別紙）

弁理士法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 弁理士に期待される社会的役割が増大する中で、弁理士を含めた知的財産人材の育成に努めるため、公的支援も考慮しつつ、必要な措置を講じること。また、登録前実務修習について

は、弁理士に必要な能力を担保できるものとするよう十分措置するとともに、日本弁理士会が行う定期的義務研修については、弁理士の不断の自己研鑽を促し、弁理士の資質の維持・強化に資するよう、適切な制度設計を行うこと。

二 弁理士試験の一部免除について、受験者の負担軽減が弁理士の資質の低下を招くことがないよう十分配慮すること。また、海外での知的財産権の戦略的な取得及び活用が重要となっている現状にかんがみ、弁理士の国際的資質を確保するよう、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にするための措置を検討すること。

三 弁理士への信頼性を確保するため、弁理士の名義貸し禁止規定の趣旨が徹底されるよう、弁

理士の補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどの措置を講じること。併せて、弁理士に対する経済産業大臣による懲戒や日本弁理士会による処分についても、それぞれの措置の運用基準を整備すること。

四 特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用については、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めること。

五 地域において知的財産制度の積極的な活用を促進するよう、弁理士に関する情報の提供を含め、地域ブランドや地域資源の活用による地域・中小企業の活性化などの各種の取組みに、弁理士が積極的に関与しうするための施策の充実を図ること。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年六月八日

提出者

国土交通委員長 塩谷 立

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策

定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公的賃貸住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する賃貸住宅をいう。

- 一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅
- 二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅
- 三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅(同法第十三条第一項に規定する認定管理期間が経過したものを除く。)
- 四 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅
- 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ることを目的としてその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅(当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限り。)

2 この法律において「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- 二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的事項
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的事項
- 四 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

3 基本方針は、住生活基本法第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心

身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようになるため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第七条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に関しその事情に応じた適切な情報を効果的かつ効率的に入手することができるようにするため、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第八条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(地域住宅計画への記載)

第九条 地方公共団体は、基本方針に即して、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。)第六条第一項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めなければならない。

(居住支援協議会等)

第十条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、居住支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、居住支援協議会

の運営に関し必要な事項は、居住支援協議会が定める。

第十一条 前条第一項の規定により居住支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅協議会が組織されている場合には、居住支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第十二条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	本号一部
(本体)	一〇五円